

IV 年金審査課

年金審査課は、総務省の年金記録確認第三者委員会が行っていた年金記録の訂正について、平成26年6月の法律改正により厚生労働省の業務になったことに伴い、平成27年4月に設置され、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する年金記録の訂正の請求・調査事務、東北地方年金記録訂正審議会会の庶務に関する業務を行っています。

1 年金記録の訂正請求に関する業務

(1) 概要

- ① 日本年金機構年金事務所は、請求者から年金記録の訂正請求書を受取り、管轄の日本年金機構事務センターに提出
- ② 日本年金機構事務センターは、日本年金機構年金事務所から提出された訂正請求書を取りまとめ年金審査課に提出
- ③ 年金審査課は、提出された訂正請求書の事案を調査後、東北厚生局長名で東北地方年金記録訂正審議会会長に諮問
- ④ 東北地方年金記録訂正審議会会長は、各部会で審議し、東北厚生局長あて答申
- ⑤ 東北厚生局長は、東北地方年金記録訂正審議会会長から答申を受け、請求者あて訂正または不訂正の決定を通知
- ⑥ 請求者は、決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき厚生労働大臣あて審査請求、または東北厚生局長の決定の取消しを求めて裁判所に訴訟の提起をすることができる

(2) 根拠法令等

- ① 国民年金法第14条の2、第14条の3、第14条の4
- ② 厚生年金保険法第28条の2、第28条の3、第28条の4
- ③ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条
- ④ 国民年金法施行令第11条の12の2
- ⑤ 厚生年金保険法施行令第4条の4の2
- ⑥ 国民年金法施行規則第15条の2、第15条の3
- ⑦ 厚生年金保険法施行規則第11条の2、第11条の3
- ⑧ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第1条、第1条の2

(3) 実績

年金記録訂正請求書の受付・処理状況

	平成27年度	平成28年度
受付件数	(33) 415	422
決定件数	366	447
翌年度繰越件数	49	24

※ () 内は、総務省からの切替件数分再掲

受付件数には年金審査課における取下及び日本年金機構での処理を含む。

2 東北地方年金記録訂正審議会の庶務

(1) 概要

東北地方年金記録訂正審議会は厚生労働省組織令 153 条の 2 第 1 項に基づき東北厚生局に設置された機関です。審議会における会議は、審議会の運営等に関する重要事項を審議する「総会」と、個別の訂正請求事案の調査審議にあたる「部会」で行います。地方年金記録訂正審議会規則第 3 条に基づき任命された有識者の審議会委員が 4 つの部会を構成し、中立的な立場で年金記録の訂正の可否を審議しています。年金審査課は会議の運営に係る庶務を行っています。

(2) 実績

① 総会

東北地方年金記録訂正審議会の総会を平成 28 年 4 月 18 日に開催し、以下の議題について審議を行いました。

議 題	1. 会長の選任について 2. 会長代行並びに部会に属すべき委員及び部会長の指名について 3. 平成 27 年度年金記録訂正請求の状況について
-----	---

② 部会

東北地方年金記録訂正審議会運営規則第 2 条に基づき招集された 4 つの部会で年金記録の訂正の可否を審議し、東北地方年金記録訂正審議会会長から東北厚生局長に答申されました。平成 28 年度の各部会の開催回数及び審議件数は、以下のとおりです。

部会開催回数

	平成 27 年度	平成 28 年度
第 1 部会	17	15
第 2 部会	15	15
第 3 部会	17	12
第 4 部会	9	10
合 計	58	52

部会審議件数

	平成 27 年度	平成 28 年度
第 1 部会	49	44
第 2 部会	38	38
第 3 部会	40	27
第 4 部会	21	20
合 計	148	124